

令和元年度 第1回 瑞穂市地域ケア会議（成年後見制度中核機関設置準備会） 会議録

- ・日 時 令和元年7月16日（火）13：30 ～ 15：20
- ・場 所 瑞穂市総合センター2階 交流ルーム

- 1 あいさつ（市長）
- 2 委嘱状交付
- 3 自己紹介（各委員、事務局）
- 4 本会議の在り方について
- 5 会長及び副会長の選出  
（会長） 飯沼敦朗 （副会長） 岡川毅志  
（会議） 公開

6 議事

- （1）成年後見制度利用促進に向けた国の動向について  
資料に基づき事務局より説明。質疑応答なし。

- （2）瑞穂市における成年後見制度利用ニーズについて  
資料に基づき事務局より説明。

河村委員 瑞穂市の成年後見制度利用者より利用者が多い山県市の状況について教えて欲しい。

岡川委員 山県市は障がい福祉施設も多く、相談から支援へ繋げる体制がしっかりしている。

坪井委員 地域包括支援センターではH30年度に判断能力に問題があると思われる相談件数が15件あった。ケアマネや施設からの相談がほとんどである。そのうち1件のみ成年後見制度利用の支援を行ったが、実際には利用しなかった。

安田委員 家族がいると支援が得られるか、又はご家族が後見人になっているケースがある。その他困難ケースは地域包括支援センターに相談することが一般的になっている。ケアマネが動いてしまう現状がある。

飯沼会長 地域包括支援センターが支援した1件というのは、本来なら成年後見人の選任申立をするケースなのか、もしくはそうではないケースなのか。

坪井委員 身元保証団体に繋がったので、成年後見制度には繋がっていない。

飯沼会長 後見人を何がなんでも使わないといけない訳ではない。要支援者にあった支援があれば良い。別の制度で支援できればそれでいい。しかし、本来、後見人が必要な場合で利用できないケースがあると良くない。利用者の数の問題ではない。

中原委員 地域包括支援センターが支援した15件のケースの中に任意後見はあったか。

坪井委員 任意後見ケースはない。

岡川委員 障がい者の場合は、どこに相談すれば良いのか。後見人の報酬助成はあるの

か。

- 牛丸委員 障がい者の場合は、社会福祉協議会の総合相談センターで受けている。障害者自立支援協議会相談部会の委員の間で議論していると成年後見制度について理解がない相談員がいると感じる。申立につながらない原因でもある。
- 飯沼会長 議論が進んでいるが、次第では事務局より瑞穂市の状況説明があるようなので、ここで瑞穂市の状況について事務局に説明をお願いしたい。

### (3) 瑞穂市における成年後見制度利用支援の取り組み

地域福祉高齢課・福祉生活課・地域包括支援センター・社会福祉協議会（福祉総合センター）の現状について説明

主な内容：高齢福祉・障がい福祉分野においても市長申立の実績はない。

- 中原委員 高齢者と障がい者の相談窓口は別々なのか。
- 事務局 概ね65歳で振り分けを行い、65歳以上は地域福祉高齢課及び地域包括支援センターで相談を受け、65歳未満は福祉生活課及び社協の福祉総合相談窓口にて相談を受けている。
- 河村委員 社協では、総合相談・地域包括支援センター・障がい者相談事業所で各々相談を受けているがケースによって連携しながら進めている。
- 飯沼会長 支援が必要な方々を発見する窓口を拡げる必要があるのではないかと。問題のある方を支援に結び付ける必要がある。「目詰まりシート」というがあるので、家庭裁判所からご説明願いたい。
- 檜原主席書記官 公益社団法人日本社会福祉士会より発行されている「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」というものがあり、21ページ以降に掲載されているので、ご参考願いたい。基本的には具体的な支援のどの部分で止まってしまっているのかを図式を見ながら確認できるツールとなっている。
- 安藤委員 社会福祉協議会では、各小学校区に生活支援コーディネーターを配置して、地域の方々と一緒に地域の福祉課題について協議する取り組みを行っている。

### (4) 成年後見制度利用支援機関における相談支援の在り方について

事務局より趣旨説明

- 飯沼会長 日常生活自立支援事業について、受託した社協が何でもかんでも支援してもらえるとといった誤解があるように見えるがどうか。
- 三宅日常生活自立支援事業専門員 そういった誤解もあり、制度外の事も依頼を受ける事があるが、基本的には制度の範囲内で支援をする。
- 安田委員 生活の中で「金銭管理だけでは…」「介護制度だけでは…」といった事でケアマネが動く事がある。成年後見人を立てるにしてもお金や時間がかかるといった問題があり、身元保証サービスを提供する民間サービスを利用してしまふ。制度の利用のしやすさについて議論できればと思う。
- 飯沼会長 成年後見人も支援者の一人にすぎず、万能ではない。
- 村木委員 私のNPOでは見守りから死後事務まで行っているが、成年後見人は基本的

に生前しかできない。要支援者はワンストップサービスを求めている人が多い。中核機関がそのような要支援者に対するワンストップサービスを提供する場になるのか、別のものになるのか、いまいち分からない。

飯沼会長 中核機関は地域によって担う役割が違って良いと思う。  
ワンストップの受け皿を中核機関が担う権利擁護センターのようなものになってもよい。相談しやすい制度になっていくかが重要。

岡川委員 今後、独居高齢者や親族のいない高齢者が増加すると思われる。身元保証人の有無でサービスが利用できないということがあってはいけない。身元保証がなくても医療・介護サービス等が安心して受けられるまちなになれば良いと思う。今後は中核機関の方向性もこの会議で話し合っていければと思う。

## 7 事務連絡

今後のスケジュールについて事務局より説明。